

コンクリート電気防食管理技術者資格認定に関する規約

日本エルガード協会

1章 総則

2章 資格認定試験

3章 登録

附則

1章 総 則

第1条 (目的)

この規約は、エルガードシステムによるコンクリート構造物の電気防食工事（以下「電気防食工事」という。）を施工する専門技術者の技能および知識に関して、日本エルガード協会（以下、「当協会」という。）が行う資格認定等に関し必要な事項を定める。

第2条 (定義)

「コンクリート電気防食管理技術者資格認定制度」とは、エルガードシステムによる施工に関する技能および知識が、当協会が必要と認めた一定のレベルに達していることを確認するための資格認定試験、資格授与並びに資格者の登録および公開の制度をいう。

なお、「コンクリート電気防食管理技術者資格認定制度」では、技術者の施工に関する技能および知識の確認を行うものであり、エルガードシステムを適用した構造物の工事品質を保証するものではない。

第3条 (コンクリート電気防食管理技術者の要件)

当協会は、次の各号全ての要件を満たした者を「コンクリート電気防食管理技術者」とする。

1. エルガードシステムによる電気防食工事を施工するのに必要な技能および知識を有すること
2. コンクリート電気防食管理技術者資格認定制度により実施される認定試験に合格した者
3. コンクリート電気防食管理技術者として資格認定登録者名簿に登録されている者

第4条 (コンクリート電気防食管理技術者の責務)

コンクリート電気防食管理技術者は、電気防食工事の施工にあたっては、本工法の技術関連資料その他に示された仕様、要領を遵守しなければならない。また、当協会が主催する講習会などには積極的に参加し、技術力の向上に努めなければならない。

2章 資格認定試験

第5条 (受験資格)

コンクリート電気防食管理技術者の資格認定の対象者は、当協会会員および電気防食

技術研究会会員の従業員とし、資格認定試験の受験資格は、次の各号全てに該当する者とする。

1. 次の各細号のいずれかに該当する者

(1) 2級土木施工管理技士またはそれと同等以上の有資格者（1級土木施工管理技士、技術士など）

(2) コンクリート技士、コンクリート主任技士またはコンクリート診断士の有資格者

(3) コンクリート構造物の電気防食工事において、指導的立場の経験が1件以上ある者

2. 次の各細号のいずれかの要件を満たす者

(1) 当協会が実施する養成講習を受講し、養成講習修了証を交付された日から資格認定試験の日までの期間が3年を超えないこと

(2) 2002年および2003年に当協会が実施した「電気防食技術講習会」を受講し、修了証を交付された日から資格認定試験の日までの期間が3年を超えないこと

第6条（養成講習）

資格認定試験を受けようとする者は、事前に当協会が実施する養成講習を受講しなければならない。ただし、前条第2号に該当する者については、養成講習の受講を免除する。

第7条（養成講習修了証の交付）

当協会は、養成講習を受講した者に養成講習修了証を交付するとともに、養成講習修了者名簿に登録する。

第8条（資格認定試験）

資格認定試験は別途定める資格認定試験実施要領に基づき実施し、一定基準点以上の者を合格とする。

第9条（合格証の交付）

当協会は、資格認定試験に合格した者に合格証を交付するとともに、資格認定合格者名簿に登録する。

第10条（認定等の申込み）

養成講習を受けようとする者は、当協会に対し、所定の期日までに別記様式1の「養成講習受講申込書および資格認定試験受験申込書」を電子メールにて所定のアドレス（nintei@elgard.com）に提出のうえ、第11条に定める受講料を納入しなければならない。

② 資格認定試験を受けようとする者は、当協会に対し、所定の期日までに別記様式1の「養成講習受講申込書および資格認定試験受験申込書」を電子メールにて所定のアドレス（nintei@elgard.com）に提出のうえ、第11条に定める受験料を納入しなければならない。

第11条（認定手数料の額等）

養成講習の受講料および認定試験の受験料は、それぞれ次の各号のとおりとする。

養成講習受講料 10,000円

資格認定試験受験料 5,000円

②前項の受講料または受験料は、それぞれ所定の期日までに当協会の指定する金融機関の

口座に振込んで納入するものとする。

3章　登録

第12条（認定登録資格者）

資格認定試験に合格し合格証の交付を受けた者および資格認定試験合格と同等の技能および知識を有すると当協会が認めた者は、当協会に対し、この規約の定めに従い資格認定登録者名簿への登録（以下、「資格認定登録」という。）を申請することができる。

第13条（認定登録）

資格認定登録を受けようとする者は、別途定める「認定登録・更新手続き要領」に定める期間内に、第22条に定める認定登録手続き料を納入したうえで、別記様式2の「認定登録申請書」を当協会に対して電子メールにて所定のアドレス（nintei@elgard.com）に提出しなければならない。

第14条（資格認定登録者名簿の縦覧）

当協会は、資格認定登録者名簿を公衆の縦覧に供する。

第15条（登録証の交付）

当協会は、第13条に基づく資格認定登録の手続きを完了した者、第18条に基づく登録更新の手続きを完了した者および第20条に基づく第登録手続きを完了した者に対し登録証を交付する。なお、登録証は毎年4月1日付けで交付する。

第16条（名称の使用）

登録証の交付を受けた者は、第17条に定める資格認定登録の有効期間内に限り、「コンクリート電気防食管理技術者」の名称を使用することができる。

第17条（資格認定登録の有効期間）

資格認定登録の有効期間は、登録証の交付日（毎年4月1日とする）から5年後の3月31日までとし、以後に更新した場合も同様とする。

第18条（資格認定登録の更新）

資格認定登録の更新を受けようとする者は、資格認定登録の有効期間の最終年に、第6条で定める養成講習を受講し、別記様式3の「認定登録更新申請書」を当協会に提出のうえ、第22条に定める登録更新手続き料を納入するものとし、手続きの詳細は、別途定める「認定登録・更新手続き要領」による。

② 資格認定登録の更新を受けようとする者は、資格認定登録の有効期間中に前項の手続きを完了させなければならない

第19条（資格認定登録の失効）

資格認定登録は、資格認定登録を受けた者が前条に基づき資格認定登録の更新を受けなかったときは、その効力を失う。

② 当協会は、資格認定登録を受けた者が前項によりその効力を失ったときは、直ちにその者に関する記載を資格認定登録者名簿から抹消する。

- ③ 資格認定登録を受けた者が前項によりその効力を失ったときは、直ちに登録証を当協会に返還する。

第 20 条（失効後の再登録）

第 18 条に基づく資格認定登録の有効期間の更新を受けなかった者が、その者の資格認定登録が前条の規定に従い効力を失った日から起算して 2 年を経過するまでに、次の各号の手続きを完了した場合、当協会は、資格認定登録の再登録（以下「再登録」という。）を行う。

1. 第 6 条で定める養成講習を受講すること
2. 別記様式 4 の「有効期間失効後の認定登録更新申請書」を当協会に提出するとともに第 22 条に定める再登録手続き料を納入すること

第 21 条（登録の取消し）

資格認定登録を受けた者が次のいずれかに該当する場合、当協会は、その登録を取消し、その者に関する記載を資格認定登録者名簿から抹消する。

- (1) コンクリート電気防食管理技術者またはエルガード協会の信用を著しく傷つける行為を行った場合
 - (2) 虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けた場合
 - (3) 登録者が死亡した場合
 - (4) 登録者から登録抹消の申し出があったとき
 - (5) 登録者が当協会会員および電気防食技術研究会会員の従業員ではなくなったとき
- ② 資格認定登録を受けた者が前項によりその登録を取り消されたときは、直ちに登録証を当協会に返還する。

第 22 条（登録手続き料の額）

資格認定登録ならびにその更新および再登録の手続き料は、それぞれ次の各号のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 資格認定登録手続き料 | 3, 000 円 |
| 2. 登録更新手続き料 | 3, 000 円 |
| 3. 再登録手続き料 | 10, 000 円 |

附 則

この規約は 2004 年 7 月 6 日より適用する。